

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成27年6月10日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(16人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員

11番 原田 龍五 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(2人)

4番 山地 康弘 委員 16番 栗坂 正 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 号 平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第 8 号 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 18 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 塩見 雅子 主任 日下部 啓司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成27年6月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(16)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(14)番(黒岡 勝美)委員と(15)番(光田 稔)委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主任と則本主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて13件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】</p> <p>今回申請のありました1番から13番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁13番までの計13件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁13番までの計13件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に4件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から4番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番から4番の案件ですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p>

<p>議 長</p>	<p>また、この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から4番までの計4件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということですので、議案第2号は、3頁1番から4番までの計4件は、許可と決定いたします。なお、許可とした4件につきましては、6月29日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から7頁にかけて24件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番は前回の保留分です。14番の案件と関連して審査する必要があるため保留となっております。14番は、申請人は下庄で医療法人として診療所を経営しております。この度その診療所を移転することとなりましたが、申請人が個人の名義になっていました。この場合、個人から医療法人に対して診療所を貸す形になり、貸店舗となるため、集落に接続して設置される日常生活上又は業務上必要な施設に</p>

該当しないため、申請を取り下げ、申請人を医療法人に変更するため取り下げになっておりました。この度、申請人が医療法人に変更されているため、1番と14番は許可意見となっております。

2番から10番までは特に問題はありませんでした。

11番は平成27年5月28日付けで取り下げとなっております。

12番は特に問題はありませんでした。

13番は平成27年5月26日付けで取り下げとなっております。

15番から24番は特に問題はありませんでした。

以上により11番と13は取り下げ。残りの22件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、この22件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から7頁24番までの計24件の内、11番と13番は取り下げ。残り22件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から7頁24番までの計24件の内、11番と13番は取り下げ。残り22件は、許可と決定いたします。なお、許可とした22件につきましては、6月29日開催予定の岡山県農業会議常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。

次に、8頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それではご説明させていただきます。</p> <p>本件は、平成25年7月11日貸貸人より農地法第18条の規定による許可申請受付し、審議の結果、許可の要件である農地法第18条第2項各号に該当しないと判断し、平成26年5月15日付けで不許可処分とした案件です。</p> <p>平成26年7月10日貸貸人が岡山県知事へ不許可処分に対する審査請求を提起していましたが、平成27年5月13日付けで「本件処分を取り消す。」との判決があり、農業委員会の不許可処分が取り消されました。</p> <p>行政不服審査法には、(判決の拘束力)として</p> <p>第43条 判決は、関係行政庁を拘束する。</p> <p>2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として判決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が判決で取り消されたときは、処分庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。</p> <p>とありますので、農業委員会としては、本件について改めて処分の必要がありません。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。</p> <p>判決の判断内容としましては、「仙台高等裁判所昭和36年1月14日付け判決においては、農地の賃貸借契約について、少なくとも2年度分の小作料の支払いを全く怠ったことは、その小作料が農地法の適用上どれほどの金額とされるべきものであるかを問わなくとも信義に反する行為であると断ずるに十分であるとの判断が示されている。賃借人は平成23年分及び平成24年分の賃借料を支払っておらず、供託すらしていないことから、当該行為は法第18条第2項第1号の『信義に反した行為』に該当すると認められる」としています。</p> <p>また農地の現況についてですが、耕作はされておらず、南側の一筆、新田2533番2については約1.5mの高さの草が生えていました。</p> <p>このことについて、倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、現在も背丈ほどの草が生えていることも踏まえ、判決の趣旨に従い許可意見とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、8頁1番は許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>

各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号は、8頁1番は許可と決定いたします。なお、許可とした1件につきましては、6月29日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、許可との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、10頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、中桐委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(中桐委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、10頁から14頁にかけて34件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借13件、使用貸借21件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が10件、更新切れを含む新規が24件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが5件、農業生産法人によるものが2件、個人によるものが27件です。</p> <p>面積は55,062.45㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、34件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見</p>

議 長	<p>でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は10頁1番から14頁34番までの計34件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、10頁1番から14頁34番までの計34件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 入室)</p>
議 長	<p>中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は、10頁1番から14頁34番までの計34件は、承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、15頁をお開きください。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、冒頭に事務局から、取り下げの説明がありましたので、次に移ります。16頁をお開きください。</p> <p>議案第7号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」</p> <p>25頁をお開きください。</p> <p>議案第8号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 塩見主幹	<p>それでは事務局から一括してご説明いたします。</p> <p>16頁をお開きください。議案第7号「平成26年度の目標及びその達成に向け</p>

た活動の点検・評価について」ですが、本件につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知)の3に基づき、活動・点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画を作成し、地域農業者等の意見を踏まえた上で評価・目標を決定することとされている事から、この度のご審議をお願いするものです。

4月27日開催の平成27年度農業委員会総会において「活動の点検・評価」をご提案し、事務局案を点検・評価の案としてパブリックコメントを実施し、地域農業者等からの意見を付して再度検討することをご承認いただきました。

これを受けて、5月1日から5月31日までの1ヶ月間、倉敷市公式ホームページ及び事務局窓口において市民・農業者等から意見の募集(パブリックコメント)を実施しましたが、市民・地域農業者等からの意見はありませんでしたので、平成26年度の活動の点検・評価の決定につきましては、いずれも事務局案のとおり妥当であると判断いたしました。

続きまして、25頁をお開きください。議案第8号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ですが、本件についても、議案第7号と同様、総会において、事務局案を活動計画の案としてパブリックコメントを実施し、市民及び地域農業者等からの意見を付して再度検討することをご承認いただきました。

これを受けて、平成27年5月1日から5月31日までの1カ月間、倉敷市公式ホームページ及び事務局窓口において市民・農業者等から活動計画に対する意見の募集(パブリックコメント)を行いました。農業者等からの意見はありませんでしたので、平成27年度の目標及び活動計画は事務局案のとおり活動を行う事といたしました。

各地区協議会でご審議いただきましたが、「平成26年度の活動の点検評価」及び「平成27年度の目標及び活動計画」については事務局案を地域の農業者等の意見等を踏まえた目標及び活動計画とすべきとのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、平成26年度の点検評価については妥当であり、平成27年度の目標及び活動計画については、事務局案を地域の農業者等の意見を踏まえた目標及び活動計画にしたいとのことですが、ご異議・ご意見はございませんか。

各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号、議案第8号は承認されました。 以上で審議案件は終了いたしました。 ここからは報告案件です。 29頁をお開きください。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告 について 30頁をお開きください。 報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について 33頁をお開きください。 報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について 39頁をお開きください。 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について 40頁をお開きください。 報告第5号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて 41頁をお開きください。 報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて 一括して事務局に説明をお願いします。</p>
事務局 小林主任	<p>29頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告に ついて」でございますが、29頁に7件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたもので ございます。 次に30頁をお開きください。 報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」 でございますが、30頁から32頁にかけて18件の市街化区域内農地に係る転用 届出が農業委員会に提出されました。</p>

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局 池原次長</p>	<p>次に33頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」 でございますが、33頁から38頁にかけて50件の市街化区域内農地に係る転用 届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に39頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、39 頁に8件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、 2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専 決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に40頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて」ござい ますが、40頁に1件の取り下げ届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に41頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」ござい ますが、41頁に7件の取り下げ届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認するこ とと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p> <p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成27年7月8日(水)午前10時より、倉敷市役所 502会議室にて予定しております。</p>
--	---

議 長	<p>事務局からは以上でございます。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時30分)</p>
-----	--

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成27年6月10日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員